

令和4年5月9日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、グロップ協栄ボクシングジム（以下「グロップ協栄ジム」という）所属ボクサーである北林寿紀（ライセンスNo.49423）選手を令和4年4月26日より6か月のライセンス停止処分とする。

理由： グロップ協栄ジム北林寿紀選手は、令和4年4月27日の試合の前日計量において0.3kg 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は北林寿紀選手を令和4年4月26日より6か月のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、グロップ協栄ジムのマネージャーである遅澤丈一（ライセンスNo.46709）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、遅澤丈一氏が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション